

# 新型コロナ人権相談ほっとライン

**077-523-7700** (電話・FAX)

新型コロナウイルス感染症により  
人権侵害を受けた方専用の相談窓口です。

ひとりでかかえないでお電話ください(相談無料、通話料有料)。

## 受付日時

月・火・水・金(祝日・年末年始等を除く)  
10時～12時、13時～16時

## 相談機関

公益財団法人滋賀県人権センター

## インターネット受付

<https://www.shigajinken.or.jp/coronasoudan-guide.html>



## ＼通常の人権相談はこちら！

- **みんなの人権110番** 0570-003-110(全国共通)  
※最寄りの法務局または支局につながります。
- **人権相談室** 077-527-3885(電話・FAX)  
※公益財団法人滋賀県人権センターにつながります。



心のなかに、  
みんなの居場所をつくらう。

滋賀県



滋賀県人権啓発キャラクター  
ジンケンダー

ジンケンダー



ちがいを認め合い、  
お互いを大切にしていますか？

一人ひとりの人権を大切に  
12月4日から10日までは  
「人権週間」です。

